

日本型社会保障の原型に関する覚え書

—忘れ去られた論争史—

玉 井 金 五

I 問題の所在

19世紀後半における金融資本成立史の各圃別研究が進むにつれて、後進資本主義に特有な「封建性」の強固な残存という現象は、かかる時期にはむしろ温存される傾向にあることが判明してきた。たとえば、ドイツ資本主義が19世紀中葉までの立ち遅れにもかかわらず世紀の交にはイギリス資本主義を凌駕するという勢いは、先の「封建的」なるものの温存という把握によって一層解明されるようになった。このことは、ドイツのような後進資本主義国の場合、必ずしも下からの市民革命→自生的な産業革命を経て資本主義を確立するという、イギリス的な発展のパターンを辿るのではなく、むしろ先進資本主義イギリスに対抗すべき特殊な状況のなかで工業化が促進されることを意味した。ドイツの産業資本は、早期から保護貿易の必要性を唱え、逆に農業関係者が自由貿易を望む様相さえ呈したのであった。¹⁾

ところで、1873年恐慌に始まる「大不況」は、後進資本主義国に特有な社会問題を顕在化させることになった。ドイツでは、「大不況」の浸透とともに動揺する旧中産階級、主として零細な手工業者や製造業者、また同様な農民、小土地所有者に対する保護が問題化した。当時、彼らの処遇をめぐるワーグナー、シュモラー、ブレンターノらの間で論争が行なわれたことは、周知のとおりである。これら諸層の保護が体制の維持、安定のために欠くことのできぬものであり、多大な関心が寄せられたことは、ビスマルク・レジームの特徴であった。この事実はまた、世界史的に独占段階へ移行しつつある場合、後進資本主義国に必然化する現象ともみられたのであるが、ドイツのように、農民層の両極分解が不徹底なまま、株式会社制度を通し

1) 宇野弘蔵『増補—農業問題序論』、青木書店、1965年、同『経済政策論』(改訂版)、弘文堂、1971年、戸原一郎『ドイツ金融資本の成立過程』、東大出版会、1963年、などを参照。ここでいう後進資本主義とは、19世紀におけるイギリス資本主義の世界的地位と比較した基準で考えられている。したがって、現在発展途上国と呼ばれる後進地域をも含めて19世紀世界資本主義を総体としてみるなら、ドイツ、フランス、アメリカなどの諸国は中進資本主義と規定されるべきだろう。本稿で対象とする日本資本主義についていえば、欧米との対比でみると後進国だが、世界的見地からすれば第一次大戦後は立派な中進国といえるだろう。この問題に関しては、さしあたり角山栄編『産業革命の時代』(講座西洋経済史、第II巻)、同文館、1979年、第1部、をみられたい。同様な関心から当時の経済理論と歴史の関連性を問うたものとして、星川順一「古典派パラダイムと歴史的現実」(1)(2)、『経済学雑誌』79巻1、2号、1978年、も参考にされたい。

て重工業化が図られたさいには、矛盾は倍加した。ドイツ資本主義の発展は、農工両部門における特異な編成に基礎づけられたのである。

さて、大河内一男氏の大著『独逸社会政策思想史』(1936年)は、ドイツ資本主義の生成・発展に伴って生じた労働問題や社会問題に対処すべく提案された社会政策思想の展開を対象としたが、この史的分析は社会政策の本質規定、すなわち社会政策の経済理論を構築するための準備作業であったことはよく知られている。そして、大河内氏によって従来の社会政策の本質に対する一切の政治的倫理的解釈は裁断されたのであった。国家の社会政策は「労働力を保全、培養」する、すぐれて経済的な意義を有するものであり、資本主義発達史におけるその具体的な展開は、基本的に工場立法、保険立法、解放立法の形をとって現われるものと考えられたのである。たとえば、この見解に沿ってイギリスの社会政策史を分析すると、資本・賃労働関係の推移に対応して上述の立法が順次実現してきた代表的事例のように把握されるだろう。先駆的なイギリス資本主義の発展は、社会政策の歴史に関しても重要なモデルを提示したのであった。こうした問題提起の斬新さは当時画期的なものであったとともに、わが国における社会政策研究の新しい出発点をなし、かくて大河内理論は胎動を始めたのである。²⁾ だが、ここで注意すべきことは、すでにみたドイツ、あるいはさらに資本主義化の遅れた日本の社会政策史を分析するさい、イギリスの事実からの偏倚を、「本来の」社会政策とは異なるもの、または「社会事業」的施策として処理された点である。大河内氏や後述する風早八十二氏らが、戦前日本の社会政策を「慈善的」社会政策と規定し、いわば近代的労使関係の確立とともに「本来の」社会政策が生誕するとみなしたことは、後進資本主義国における社会政策の特殊性を、原生的労働関係の支配＝「慈善的」社会政策の成立という視角から求めた必然的帰結であった。³⁾

だが、この分析方法はひとつの興味ある問題を引き起こすことになる。周知のように、資本主義の全般的危機は各国に深刻なインパクトを与えたが、とくに失業問題が重大化し、そのためにさまざまな対策が実施された。たとえば、イギリスの失業対策の歴史が示すように、国家が積極的に介入し、失業者に給付の延長が試みられた。1934年の失業法 (Unemployment Act)

2) 大河内一男氏による戦前の一連の著作は、大河内理論の全体系をほぼ備えている。とくに『独逸社会政策思想史』(上・下)、1936年、『社会政策の基本問題』、『戦時社会政策論』、1940年、などを参照されたい。それぞれ、『大河内一男著作集』、青林書院新社、1968—9年、に収められている。

3) かつて戸塚秀夫氏は「賃労働の封建性」論を批判し、次のように述べた。「かの『賃労働における封建性』論にあっては、資本制経済社会一般における原理的規定にてらして、歴史的現実がもつそこからの偏倚を、直ちに『前近代的』『封建的』なるものとして把え、その偏倚の根拠を、異質的社会構成体の原理＝封建性に求めるという方法がとられていたのであるが、かの『本質論争』の主流において語られた社会政策とは、実は、歴史的現実における原理的規定からの偏倚を除去し、近代社会を実現するための権力的槓杆として位置づけられていたのであり、その限りでは、『賃労働における封建性』論と社会政策の『本質論』とは、不可分離な連関をもっていたということができよう」(戸塚秀夫『イギリス工場法成立史論』、未来社、1966年、第1章補論)。

はその集大成であり、国家が体制危機を回避するため失業者への所得保障を明確にしたという
ことで、社会保障が形成される重要な契機となったのである。この立法によって、26週間以内
の失業は保険による給付、それ以上の失業は資力調査を条件とした扶助の対象となり、失業保
険と失業扶助の有機的な統合が図られた。社会保障を「社会保険と公的扶助の統合形態」とみ
るなら、1934年法はイギリスにおける社会保障の「原型」として位置づけられるだろう。だと
すると、日本のような後進資本主義国での「社会保障の萌芽形態」は何に求められるべきであ
るのか。社会保障が資本主義の全般的危機によって必然化するとすれば、後進資本主義国では
一層強く要請されるはずである。しかるに、後進資本主義の社会政策に関する上述の規定は、
社会保障の原型を析出するために著しい制約をなすばかりでなく、社会保障それ自体が問題に
なりえなくなってしまう。わが国の場合、戦前において社会保障の原型が把握されることは不
可能であろうか。

戦後、社会政策本質論争が華々しく繰り広げられたことは余りにも有名である。だが、その
背後にもうひとつの重要な論争が生起していたのを見逃してはならない。すなわち、戦後日本
における社会保障制度の構想、実現をめぐる鋭い理論的対立が、大河内氏と後述する近藤
文二氏との間にあった。両者の論争は、社会政策本質論争の陰に隠れた形で展開されたため、
非常に大切な問題点が提起されていたにもかかわらず、比較的関心の薄い領域であった。⁴⁾ し
かし、ここで注目すべき点は、社会政策本質論争と並行して「日本社会保障論争」が存在した
こと、そしてそれが日本社会保障史、ひいては日本型社会保障の原型を追究する貴重な素材を
提供することであろう。本稿では、日本社会保障論争を再検討し、わが国における「社会保
険から社会保障へ」の移行過程を解明するための覚え書としたい。だがそのまえに、以下ではい
ま一度、日本資本主義の特殊性を析出することにおいて成果をあげた一古典の考察から始めよ
う。断片的にはあれ、その影響力を無視しては当時の社会政策研究を語ることができな
いからである。

II 後進資本主義分析の一回顧

野呂栄太郎『日本資本主義発達史』(1930年)は、日本資本主義分析の草分け的文献である。⁵⁾

4) 戦後、大河内、近藤両氏の問題意識を汲みとりながら社会保障を論じた先駆的な成果は、氏原正治郎『日
本労働問題研究』、東大出版会、1966年、II、に収められている一連の論稿である。氏は主要国の社会保障
モデルをもとに日本の歪みを検出し、興味深い分析を果されているが、そのさい重要な指標となった『ベ
グァリッジ報告』(Social Insurance and Allied Services, 1942)が「高齢化社会の社会保障論」でもあったこ
とに対する認識がみられない。この点については、拙稿「ベグァリッジのイギリス社会保障像——社会保
険の構想を中心に——」、生命保険文化研究所『所報』50号、1980年、を参照のこと。

5) 以下、『発達史』と略記する。本稿では1954年に刊行された岩波の文庫版を使用するが、旧かなづかいは
必要な限り改めることにした。なお、戦前日本資本主義分析は多面的な接近を可能とするものの、『発達史』
の検討にさいしては、後節との関連上断片的な取扱いしかしていないことをお断わりしておきたい。近年に
おける成果については、石井寛治『日本経済史』、東大出版会、1976年、逆井、保志、関口、石井編『日本

本書での分析対象の力点は、明治維新から産業資本確立期におかれているが、1920年代の相対
的安定期まで包括されていることは、ひとまず産業資本段階から金融資本段階への移行をも視
野に収めているとあってよい。それは、山田盛太郎『日本資本主義分析』(1934年)が産業資
本確立の過程を対象とすることによって「日本型」の検出を意図し、「その先蹤としての原始
的蓄積、産業革命、並に、その後続としての一般的危機(構造的変化)の把握が可能」⁶⁾にな
ると主張にみられた日本資本主義の軌道を指定する視角よりも、柔軟な構成をなしていた。
さらに『発達史』では、日本金融資本の特殊性が前近代的な農業制度によって規制されると考
えられ、金融資本と農業の連関にも深い関心が払われていたことに注意しなければならない。
そこで、以下では日本資本主義における社会政策の展開とその特殊性を把握する手掛りとして、
『発達史』から日本金融資本の成立過程と農業の後進性の関連を学び、そこから資本・賃労働
関係の矛盾が農業問題を中心に露呈したことを把握するが、後節との関係上、わが国の産業革
命の特質、農業の特殊性、資本家の生産様式の発達とその特質という三つの論点に限定して考
察を進めたい。

わが国産業革命の特質を解明するにさいして『発達史』は、従来手工業発達の皆無または不
完全なるものは工場制生産に依り、手工業の発達をみたるものは資本主義的家内工業制、手工
業的工場工業制に依った、と述べる。とくに前者について『発達史』は、株式会社組織で経営
がなされ高度の資本主義的生産様式の導入をみたと指摘し、その理由として、第一に外国商品
との競争、第二に関税自主権の未獲得、第三に世界資本主義が独占資本主義への過渡期にあ
ったことをあげている。『発達史』はいう。「……此等の工業の大部分は発達の初期から早くもカ
ルテル或はトラスト等の独占形態を採った。(中略)……重工業は大部分最初から政府及び三
井、三菱、住友、藤田、古河等の少数財閥に依り独占的に経営せられていた事とその全般的発
達は日露戦争後の所謂第二の産業革命期まで残されたという事とのために、第一次の軽工業中
心の産業革命期にはあまり一般の注意を惹くに至らなかったと言ひ得る」⁷⁾このように、株式
会社制度の導入をみた重工業は、すでに産業革命期から独占形態をとり、対外競争に備えな
ければならなかったことに注目すべきである。世界資本主義の独占資本主義への移行期ゆえに、
産業革命後の自由主義的経済発展はほとんど不可能であった、とあってよい。『発達史』は、
これらの独占形態をもって当時わが国が帝国主義的發展段階に達していたことにはならぬと述
べるが、「併しながら、少くとも、先進列強の強圧や帝国主義的世界分割を黙して坐視するに

資本主義 展開と論理』、東大出版会、1978年、山崎隆三編『両大戦間期の日本資本主義』(上・下)、大月
書店、1978年、正田、作道編『概説日本経済史』、有斐閣、1978年、安藤良雄編『両大戦間の日本資本主義』、
東大出版会、1979年、高村直助『日本資本主義史論』、ミネルヴァ書房、1980年、霧見誠良「日本資本主義
の発展と外国貿易」(森田、本山編『世界経済論を学ぶ』、有斐閣、1980年、所収)、などが有益である。

6) 山田盛太郎『日本資本主義分析』、岩波書店、1934年、序言。以下、山田『分析』と略記する。旧かなづ
かいは必要な限り改めた。

7) 野呂、前掲書、78ページ。

耐え得ない内的必然に促されつつ急速に自らを帝国主義的に高めつつあった事を認めねばならぬ」⁸⁾と指摘している。

さらに『発達史』は、こうした独占的経営の生成、発展を問題とするさい、資金の源泉を究明することによって、それが著しく日本的、後進資本主義的なものであることを、原始的蓄積との関係で説いている。『発達史』によると、「殊に工業会社、運輸会社始め銀行及び商事会社等の株式払込又は持分出資の——就中株式払込の——資金は、永き封建制度の下に徐々に町人豪農の手に集積せられた貨幣に依ったと言うよりも、明治維新の変革就中土地改革を枢軸としてなされた独立生産者からの——生産手段と生活資料との——収奪に基礎を有する公債制度と租税制度と而して保護制度とを通じて人為的——強制的——に捻出せられた所に依ったものが多かった」⁹⁾『発達史』は、別の箇所でも公債利子に依存する寄生生活者としての公債所有者に言及し、公債の流通性を利用して、銀行、鉄道その他の企業への株式投資者となる事実を指摘しているが、注目すべきことは、明治維新の土地改革に基礎を有する公債制度や租税制度と、株式会社形成との深い連関を見出せる点である。こうした事実は後進資本主義国における産業革命の特徴であり、ドイツやロシアにおいても類似の事例を想起することができる。そこで、次にわが国の土地改革へ考察を進めることによって、資本主義の展開と農業の後進性との連関を問うことにしよう。

『発達史』はわが国農業の特殊性を論じ、次のように記している。「明治維新の改革特に土地改革は私有権の確認、地租改正等に依って土地をして純然たる資本家的搾取の手段たらしめ、資本家的地主の存在を可能ならしめたが、恩恵は毫も自作農及び小作農には及ばざりしのみならず、彼等は却って耕作権の不安定、諸種の入会権の没収等に遭遇した上、資本主義的価格変動の最も不利なる影響を受けなければならなかったのである。封建的誅求を免れ得た者は、小作農や小農民ではなくて産業資本家化せる地主だけであった」¹⁰⁾「産業資本家化せる地主」という表現からも明らかなように、土地の封建的所有関係から資本家的所有関係への転化、その反面、非資本主義的小規模生産様式の強固な残存という現象、さらには地主の全剰余価値（資本主義的意義における地代と利潤の総計）収奪的性格、などの指摘によって、農業面の改革における主な特徴点を知ることができる。『発達史』は、「ここに我が農業の特殊性があり、我が資本主義の発達及び変革の過程に於ける農業の特別な重要性が潜む。殊にこの特殊性は帝国主義的発達段階に達し、国家資本トラストの形成を遂げ、階級対立が尖鋭化すると共に決定的な意義を有するに至るのである」¹¹⁾と述べ、その体制に占める中心的位置が強調されている。これは『分析』の手法と軌を一にするようであるが、『発達史』は金融資本と農業の連関を問う姿を、『分析』以上に固持していると思われる。

8) 野呂、同上書、104ページ。

9) 野呂、同上書、89—90ページ。

10) 野呂、同上書、68—9ページ。

11) 野呂、同上書、69ページ。

たとえば、大戦後の不況の激化は、とくに銀行資本の農業への浸透を加速的に促したが、『発達史』はこの点を次のように記している。「……農家の負債は土地担保の負債（地主及び自作農の負債の主なるもの）のみにても大正11年に9億7,200余万円を算し、その主要なる部分は銀行資本に依存している。農民社会の資本への従属は、現段階に於ては帝国主義的金融資本への隷属を意味するが、かかる従属の過程は、第一には、現実の商品交換過程を通して、第二には、信用組織就中金融資本主義的現段階に於ては銀行組織によって、第三には、国家、地方自治体並に帝国農会その他の資本家的地主団体等の行政支配網を通して遂行せられる」¹²⁾このように、金融資本主義的現段階は銀行資本の支配が貫徹し、高利貸資本や商業資本のそれを圧倒しているが、これはすなわち、大地主は勧銀や農銀などの大銀行、また中小地主は地方普通銀行や貯蓄銀行などの中小銀行に依存し、反面、零細農に高利貸資本や商業資本は寄生したのであった。いいかえれば、農業面では銀行資本支配と、高利貸資本、商業資本支配の二重構造が形成されたのである。こうした状況変化は、当然のことながら地主の性格転化を呼び起こさざるをえない。『発達史』は明治維新から一般的危機に到るまでの「日本の農村に於ける主要な搾取関係」を論ずるさい、地主の呼称を「封建的地主」、「地主かつ一種の産業資本家、商人」、そして「地主かつ利子取得資本家」と変えることによって、それを果している。しかし、『発達史』では基本的に地主・小作関係の存続が主張され、その生産関係の段階的変化は問題とされなかったが、のちに独占段階の農業問題としてかかる生産関係の見直しがなされたこと、しかもそれが「封建的」なるものではなく、この段階に特有なものとして把握されたことは重要である。¹³⁾ともあれ、『発達史』では金融資本と農業の関係が次のように整理された。「金融資本は、農業に依存し、これを収奪し、そして人口の半数を占める農民を政治的に支配し、従属せしめることなしには、経済上、政治上におけるその覇権を獲得し、維持することが出来なかったし、また今後も出来得ない。金融資本のかかる支配を媒介し、可能にしているもの、それは、一方においては、最高の土地領有者として直接農民の上に君臨している所の半封建的な絶対君主制の国家であり、他方においては、小農民の間に介在し、彼等に寄生し、彼等と直接の生産及び交換関係に入っている所の地主、高利貸、商人及び中小産業資本家等々である」¹⁴⁾

このように『発達史』は日本の社会構成総体を問題としながらも、資本蓄積様式を軸にした経済的基礎過程の展開に分析の力点を置いたが、その検証のひとつとして、製糸業——それは『分析』で「貧農部分より流れ出づる半隷奴的賃銀労働者を再編成した所の、特殊労役制的マニファクチュアの型」と呼ばれたが——に焦点をあて、資本家的生産様式の発達とその特質に

12) 野呂、同上書、172ページ。

13) 宇野『増補—農業問題序論』、大内力『日本資本主義の農業問題』（改訂版）、東大出版会、1952年、同『農業経済学序説』、時潮社、1970年、などを参照せよ。他方、野呂、山田の方法を基本的に継承する側からも、同様な指摘がみられる。山之内靖『イギリス産業革命の史的分析』、青木書店、1966年、118—9ページ、同『マルクス・エンゲルスの世界史像』、未来社、1969年、235—6ページ。

14) 野呂、前掲書、278ページ。

考察を進めよう。すでにふれたように、わが国では産業革命期に早くも独占形態の出現をみた。このことは軽工業で金融資本の支配が可能となる状況を形成すると同時に、後進資本主義に特徴的な高利貸資本、商業資本の根強い存在をも許容した。すなわち、産業革命期に産業資本確立のみならず、金融資本、高利貸資本、商業資本の同時的存在という現象がみられたのであり、『発達史』はこれを製糸業の例で紹介した。「明治維新以降、日本の生糸に対する販路、就中世界市場が急速に拡大せられた結果、その生産様式に根本的変革がもたらされ、大体、日清戦役前後に於て、資本家的工場生産がその支配的形態となったことは、上に見た通りである。だが、かくいうことによつて、われ等は、単純に、そこに産業資本の一般的支配のみを想像してはならない。われ等は、綿糸紡績業、各種織物業と並んで日本に於ける繊維工業の代表的産業部門の一たる製糸業に於て、今尚単に産業資本の一般的支配ばかりでなく、複雑多岐なる商業資本支配の残滓と、従つて金融資本支配の特殊なる発展形態をも見るであろう」¹⁵⁾

製糸業では諸資本の同時的支配の事実がみられ、とくに大経営は金融資本家の独占の特殊なる発展の経済的基礎を有し、また中小経営（近代的家内工業及び手工業的工場）は商業資本支配の残滓という現象を呈した。後者では家内作業者が広汎に存在したが、それは「半封建的生産関係」の下に従属せしめられている小農民の龐大な層に基礎を置いた。この領域の労働環境は、封建的、家長的支配関係、非人間的服従形式の遺物によつて支配され、生活水準は動物的最低生活を強制された。とくに1929年の大恐慌以後、結核工女の婦農とともに農村での疾病が深刻化し、社会問題として注目されることによつて、国民健康保険制定の動きに大きな影響を与えたことはいふまでもない。この点大経営の一部では共済組合を設立し、産業界内の相互扶助組織を運営することで「家族主義的」イデオロギーの浸透を図り、労使関係の平和的維持、安定につとめたことを想起すべきである。かくして、製糸業は比較的高度の資本構成の下に経営されたものと、非常に低度の資本構成の下に経営されたものという両極的發展をなし、前者は後者を温存することによつて、低賃金、独占価格、龐大な産業予備軍を可能にしたのであった。

さて、以上主要な論点に限定して『発達史』をみてきた。この検討からも明らかなように、戦前日本資本主義の特殊な体質は基本的に農業の極度な後進性に求められた。これは『分析』とはほぼ同一の視角であるが、『発達史』において金融資本と農業の連関を問う姿勢は、『分析』以上に強烈であったといつてよい。『発達史』では金融資本が工業化初期から農業の後進性を利用した傾向が指摘され、日本金融資本成立の特殊性に鋭い洞察が加えられた。『発達史』は最後に一般的危機における金融資本と国家資本との融合にふれ、「産業合理化に関する答申案」による官営事業の民営化促進、国際貸借審議会の船舶金融や輸出手形の国家補償決議等を指摘したのち、「拓務省の設置によつて、帝国主義ブルジョアジーは、植民地搾取においても、絶対勢力に対して指導権を握ることになった」¹⁶⁾と述べ、経済的権力の交替を確認した。しかし、

15) 野呂、同上書、251ページ。

16) 野呂、同上書、290ページ。

『発達史』の基本視角は独占資本の単一制覇を認めるのではなく、農業の後進性に立脚する絶対主義権力の存在が日本資本主義の社会構成を決定づけるものとみなす点で、『分析』と変わりはない。独占資本の主導権は絶対主義権力の存在により可能とされたのであり、それは後進資本主義日本の宿命であった。かくて、こうした分析方法は、多かれ少なかれ当時の社会政策研究に反映することになる。それを次節でみてみよう。

III 後進資本主義と社会保障

(一)

大河内一男氏の論文「原生的労働関係の理論」¹⁷⁾は、戦前日本において強固に存在した原生的労働関係を、世界資本主義の視点から把握した非常に興味深い見解を呈示している。大河内氏によれば、原生的労働関係は、一、過度労働、二、低賃金、三、女子および年少者の広汎な使用と強権的＝身分的労働関係の創出をその特徴とし、産業革命期に顕在化する。そして、「いずれの資本制国家においても、この時期の存在することは共通である」¹⁸⁾が、世界で最も早く原生的労働関係の支配を克服したのがイギリス資本主義であり、それはイギリス産業資本による世界市場の制覇に伴う超過利潤や植民地利得の増加によつて、労働関係の近代化が促進されたことに起因した。だが、世界資本主義の展開からみると、イギリス資本主義での原生的労働関係の止揚は、後進国へそれを押しやるという現象を生み、しかも資本主義化の遅れた後進国では一層固定化されざるをえなかった。かくて、イギリス資本主義の優位は自国内で各種の社会政策的施設を可能にし、それは「帝国主義の落ち穂」¹⁹⁾と表現すべきものであった。大河内氏はいわれる。「かくして、原生的労働関係の問題は、これを世界資本主義総体の問題として考察しなければならず、帝国主義を支える一条件として批判の対象とされなければならない。換言すれば、原生的労働関係における苛烈な労働状態はその国民経済が資本主義経済として発展するにつれておのずから解消し、産業資本家は『道徳的』となり、労資協調に対して『新しい精神』が甦るものと考えられるべきものではなく、一国における原生的労働関係は必ず他の後進資本主義諸国家に押しやられ、後者の犠牲によつてのみ前者の改善、すなわち原生的労働関係からの脱皮が敢行されるものである点に注意すべきである」²⁰⁾

大河内氏の見解においては、以上のような世界資本主義総体のなかで各国資本主義の位置づ

17) この論稿は『経済評論』(昭和23年5月号)に掲載されたものであるが、のちに大河内一男『社会政策論の史的発展』、有斐閣、1972年、に収められた。本稿では筆者からの引用ページを記す。原生的労働関係の支配が必ずしも永続的固定化を意味しない点については、大河内一男「日本的労働関係の特質とその変遷」、『日本労働協会雑誌』、1959年4月号、参考のこと。兵藤剣氏はこの論文を「固定的理解の仕方から脱却を試みられた」と評しながらも、さらに残された問題点を追究している。兵藤剣『日本における労資関係の展開』、東大出版会、1971年、466—8ページ、の大河内批判を参照されたい。

18) 大河内、同上書、231ページ。

19) 大河内、同上書、237ページ。

20) 大河内、同上書、238ページ。

けがなされたこと、そして日本資本主義の著しい立ち遅れは原生的労働関係の一時的固定化を強制されたこと、しかもそれは日本資本主義を「型」として検出する農村の特有な土地関係と絡み合う特殊な構造をなしたこと、さしあたりこれらの点を確認しておこう。大河内氏によると、「原生的労働関係の排棄は、半封建的な農村土地関係の排棄とその近代化の上のみ可能であった」²¹⁾が、「すでに早くより帝国主義段階に入った日本産業は、原生的労働関係の存続と強化をむしろ足場として、その資本の蓄積と集中とを早めることに努力することになった」²¹⁾のであり、「原生的労働関係がいわば資本制産業発展の一時期を画する現象でなく、日本資本主義の全体を規定する条件、日本資本主義そのものの存立条件として固定化した点に、その特殊性を認むべきである」²¹⁾とされたのである。つまり、「日本の原生的労働関係は、それ故、いわば日本資本主義そのものにとって体制的な意味をもつことになった」²¹⁾のであり、「敗戦による日本の半封建的軍事的資本主義の崩壊は、はじめてわが国における原生的労働関係克服のための条件を外から作り出した」²¹⁾のである。かくて、原生的労働関係が支配する場合、「本来の」社会政策は存在せず、むしろ「日本的」社会政策＝「慈恵的」社会政策が代置されたのであった。

そこで、以上の論旨との関連で具体的な事例を採り上げてみよう。大河内氏によると、農村の深刻な窮乏化、あるいは結核工女の帰郷による「農村結核」の蔓延は、「産業労働力の最も廉価な水源地を涸渇せしめ」ることとなり、そこで社会政策の対象は、国民経済の軍事化に伴う壮丁労働力の入用と相俟って、都市と工業労働者から農村へと向けられることになった。農村の保健＝医療国策がそれであり、ここに「社会政策はとりわけ農村社会事業」²²⁾として現われることになる。「要するに、社会政策の久しきに亙る欠如と『原生的労働関係』の支配とは、社会事業の対象を不断に蓄積し準備してきたのであるが、その結果、いまや社会事業が先づ率先実行すべき社会政策として取り上げられたことの裡に我々は社会政策における日本的形態を見出すのである」²³⁾ここで注意すべきことは、社会事業が原生的労働関係と密接な関連を有すると主張される点である。そのことをさらに敷衍される。「日本経済の後進性は、労働力保全の意味における労働者保護法をも、また産業平和策の意味における労働者の自主性をも、ともに許すことを得ず、ここに於いて、社会事業的『慈恵』による社会政策の『代置』は、わが国の場合にあっては例外的事象ではなく、機構的に本質的な、従って恒常的な現象とならざるを得なかったのである。わが国における社会政策の欠如ないし低位は、単に社会事業的諸方策によって『肩代り』せられたと言うだけでなく、前者の原因が却って絶えず社会事業の対象を、即ち一般的な要救護性を、累増せしめてきたと言うことが出来る」²⁴⁾

21) 大河内、同上書、254—5ページ。

22) 大河内一男『社会政策の基本問題』（著作集第5巻）、青林書院新社、1969年、292ページ。

23) 大河内、同上書、293ページ。

24) 大河内、同上書、317ページ。

このように農村社会事業は、当時極めて重要な役割を担っていた。否、ますますその必要性が痛感されたに違いない。「本来の」社会政策の「肩代り」としての機能は、「救済的」な性格を有しながらも、戦前のわが国では欠くことのできないものであった。大河内氏によると、それが「特殊日本的」であり、前述したように原生的労働関係の克服によって、「本来の」社会政策は実施されることができたのである。そして、しかるのちに社会保障問題が論議の対象となりえたことは、むしろ当然の帰結であった。いいかえれば、戦前にみられた工場法、社会保険立法などは形式的なものに過ぎず、戦後改革、ならびに新たな労使関係の形成が「本来の」社会政策の展開に大きく寄与することになったのである。

(二)

上述の『独逸社会政策思想史』と踵を接して刊行された風早八十二『日本社会政策史』(1937年)は、明治から昭和初期までの社会政策・労働問題を史的に分析した大著であり、それはすでにふれた『発達史』や『分析』における日本資本主義分析の基本的視角を継承しているといつてよい。²⁵⁾風早氏は分析にさいして次のことを述べ、氏の問題意識を端的に表明している。

「(1)社会政策の基底として、日本資本主義の段階的特質を明確にしておくこと。

(2)社会政策の主体としての国家または資本もしくは両者の結合の態様を考慮すべきこと。

(3)社会政策の客体としての「国民」の階級的性格を明らかにすること。

(4)社会政策の方法、すなわち、それが無規定的な恩恵として与えられるか、社会的義務として遂行されるか、上からのものであるか下からのものであるか、等々の問題。なお社会政策は、これと並んで行われている他の政策、例えば刑事政策などの相関関係において理解されるべきこと。

(5)社会政策の内容、それが科学（殊に労働科学）の基準に照して果して国民生活の安定にとって合目的になっているか否か」²⁶⁾

そこで以下ではとくに、(1)と(2)に関連する風早氏の重要な見解をみていくことにしよう。風早氏は、明治維新から産業革命期までの原始的蓄積の過程を追うことによって資本蓄積における不均等を問題とし、次の五点、すなわち、第一に農業と工業との間の資本主義の発展の甚しい不均等と相対的過剰人口の潜在化、第二に工業と商業及び金融業との間の不均等と労働力需要量の低位、第三に巨大工業と零細工場との不均等、第四に巨大工場の国家的、軍事的経営化、第五に工業部門における原動力の早期採用を指摘する。とくに第四の論点について風早氏は述べる。「ところでわが国では、巨大資本は、最初から独占的であり、ブルジョアジーとしての要求『廉価な政府』の代りに、かえって特権資本として、外国市場確保＝軍備＝龐大予算の要求をもち、かくして、『国策』と独占資本とは利害が一致したのである。このことは、

25) 本稿では1951年に刊行された青木書店の文庫版を使用する。文庫版は、上巻から下巻までページが続くため、以下では291ページまでを上巻からの引用とする。旧かなづかいは必要な限り改めた。

26) 風早、同上書、43ページ。

あるいは国家企業の異常な歴大性として、また、造船、交運、製鉄産業等への特別な保護政策として実現した。そして、両者に共通な特質は、それが軍事産業であるか、もしくは、独占乃至国家独占価格を維持しうる商品生産部門（専売事業）であるかであった。²⁷⁾

風早氏によると、こうして国家主導のもとに保護、育成された独占資本は、第一次大戦後に自ら主導権を掌握することになる。その変化を次のように述べた。「ところで、当の政策の主体にも変化がおこった。独占資本と官府とはそれぞれ独自の存在をもちつつしかもその間に本質的には相互規定をなすという関係は大戦の前後を通じて別に変わらないが、大戦前に官府の影にかくれていた独占資本は、大戦を境として舞台の正面に姿をあらわした。政治の上にも変化がおこった。軍拡・増税の超然内閣の後にはきまって政党内閣・護憲内閣が入れかわるという情景も生れた」²⁸⁾このように述べたあと、「独占資本の単一制覇」²⁹⁾と規定することは誤りであると付言する点は『発達史』と同一である。だが、大戦後の独占資本胎頭は、新たな生産関係——それが再編・強化であろうとも、その段階にふさわしい——を求めることは自明である。独占資本が絶対主義勢力との妥協を図り、国際的な労働運動の昂揚に対処する道を切り開くとともに、農村における土地関係の近代化を抑止し、過剰人口の処理機構を温存することが認められた。大戦後の複雑な状況について、風早氏が「日本資本主義はビスマルクのドイツより以前のものと、ヒットラーのドイツ以後のものを兼ね備えている」²⁹⁾と述べ、さらに次のような主張がなされたことに注意すべきである。「日本資本主義におけるビスマルク以前のエレメントとヒットラー後のエレメントとの比重および結合の態様をハッキリさせねばならぬ。この中両者の比重関係について、私は、大戦前より大戦後にかけて、前者から後者へと比重関係が移動したことを述べたが、ここで補足しておかねばならぬのは、この比重関係の移動の過程において、両者の結合がいよいよますます緊密化・強固化しつつあることである」³⁰⁾

風早氏によると、かかる状況のもとで日本の社会政策は依然として「慈恵的」なものに変わりはなかった。だが、「大戦後の階級分化の異常な進展と国際的労働運動の影響により、かような『慈恵』はそのままでは通用しなくなり産業負担としての社会政策的施設の数々が施行されたのであるが、そうなればなるほど、方法論的には、依然として無規定的な上からの『恩恵』の制度が採用されねばならなかった」³¹⁾として、社会政策の代替である企業内福利施設の導入が注目された。つまり、社会政策は「慈恵的」、福利施設は「恩恵的」と明確に規定されたのである。だが、風早氏の所論において最も興味深いのは、社会政策の一列に農民対策、移民政策を含めていることである。とくに大戦後の「自作農の維持」政策に関して、日本農村の秩序を維持するだけでなく「資本家国家の大衆政策の本質に合致し単に農村のみならず一国の秩

27) 風早, 同上書, 78ページ。

28) 風早, 同上書, 513ページ。

29) 風早, 同上書, 535—6ページ。

30) 風早, 同上書, 536ページ。

31) 風早, 同上書, 537ページ。

序維持の上になにより大切でなければならぬ」³²⁾と述べ、当時の動向を批判的に検討している。そして、労働問題のみならず農業問題の激化にも大きな関心が払われ、それらに対する施策が社会政策問題として採り上げられたことは、非常に示唆的である。しかし、風早氏によると、戦前に「本来の」社会政策はなく、存在したのは著しく歪められた「慈恵的」社会政策であり、したがって社会保障問題などはむしろ論外であった。このことは、先の大河内氏の見解にも通ずることであり、それはすでにみた日本資本主義の機構把握を程度の差はあれ基本的に継承したことにも起因した。すなわち、両氏によれば「本来の」社会政策は原生的労働関係の克服のうえに、いいかえれば近代的労使関係の成立によって本格的な労働運動の胎頭がみられたとき実施されるべきものであった。社会保障はその後の課題であり、戦前を支配したのは「慈恵的」社会政策と「救貧的」社会事業であった。³³⁾

(三)

すでにみたように、大河内、風早両氏の見解からは、社会保障に関する論議はみられなかった。しかし、それとは対照的に、戦前から社会保険の研究に従事した近藤文二氏は、1938年の国民健康保険法制定をもって、わが国における「社会保障の萌芽形態」とみる極めて注目すべき見解を出されている。近藤氏は、農村を目標に実施された本法の理由を次のように述べている。「すなわち、昭和4年アメリカにはじまった世界恐慌はやがてわが国にもつたわり、昭和5年以降とくに農業恐慌として農村を窮乏のどんぞこにおとし入れた。そのため自作農といわず、小作農といわず、農民の収入は著しく減じ、医療費のごときは極端にこれを圧縮せざるを得なかった。その上、農村における医療機関の不備と衛生思想の未発達は、農村における保健状態を極度に悪化させ、このままでは農民の健康を保持できるかさえ懸念されるにいたった」³⁴⁾近藤氏によれば、わが国の医療保険は1927年に実施をみた健康保険が最初であり、それは近代的労働者を対象とした限りにおいて社会政策としての性格をもつ社会保険であったが、国民健康保険は近代的賃金労働者とは理解されがたい農山村や漁村の労働者を対象とした。資本主義の一般的危機はわが国でも顕在化し、とくに後者の人々に強い圧力を及ぼしたため、深刻な農業恐慌がつづくなかで農村救済がまず救済という形で採り上げられた。したがって、その意味では、わが国の国民健康保険は潜在的過剰人口対策としての社会保障の現形形態といえた。イギリスでの一般的危機の深化は近代的賃金労働者の大量失業の発生という事態を生み、失業保険

32) 風早, 同上書, 522ページ。

33) 吉村勲氏は労働運動が抑圧されていた戦前日本における社会政策を「似而非社会政策=慈恵政策」とみなし、社会政策と労働運動の関連性を重視される。これは風早氏に近い見解であるが、吉村氏は社会政策を「社会改良主義のドイツ的変種、もしくは社会改良主義の中進資本主義国型である」と規定し、その特殊歴史性を強調している。したがって、戦前日本の「天皇制下での似而非社会政策=慈恵政策に対しては、社会改良主義のドイツ的変種としての社会政策を対峙させることは、なお一定の進歩性をもちえた」と解される。吉村勲「日本の社会政策——慈恵政策より社会保障へ」(小川喜一編『社会政策の歴史』, 有斐閣, 1977年, 所収)。

34) 近藤文二『社会保険』, 岩波書店, 1963年, 368ページ。

の相次ぐ改正の結果、1934年の失業法制定で失業保険と失業扶助の統合がなされ、ここに社会保障の原型が形成された。しかるに、日本ではそれが国民健康保険という形でなされたが、その理由として、第一に日本の農民には社会政策が行なわれえないほど非近代的であったこと、第二に公的扶助の救済は財政的に不可能であり、しかもイギリスのような「資力調査」の経験もなかったことがあげられる、という。

かくて、近藤氏によれば、国民健康保険は「社会保険の社会事業化」に他ならぬ「社会保障」という形において登場したが、国民保険としての医療保険は世界で初めてのものであった。しかし、当時の日本において近代的な社会事業はなく、また社会政策としての健康保険も極めて限られた範囲でしかなく、したがって、「社会保障」としての国民健康保険も当然多くの欠陥を包摂したのであった。とはいえ、近藤氏によれば、国民健康保険を「社会保障の原型」とみなさなければならず、その理由を次のように述べた。「しかし、これらの欠陥があるにもかかわらず、わたくしは敢て国民健康保険の成立をもって、わが国における社会保障制度の出現とみる。その理由は、繰り返し述べたように、そこにはなんら社会政策としての本質が認められない。だからといって、またこれを社会事業＝公的扶助と切り切るわけにはいかない。というのはそこで対象とされる農民は、前述のごとく出稼型労働者の供給源としての過剰人口ではあるが、そのすべてが必ずしも『被救恤者層』ではない。そうした事実からしてこれに社会保障の性格を認めざるをえないからである」³⁵⁾みられるように、近藤氏の見解は日本資本主義の後進性を認めつつも、大河内、風早両氏のそれと著しく異なった展開がなされたのである。それなら、近藤氏独自の論理は何に基づくものか、もう少し立ち入ってみる必要があるだろう。

この点、次のように考えて大過ないだろう。すなわち、両大戦間には各国で社会保険の生成、発展がみられた歴史的現実があり、しかもそれはILO（国際労働機関）主導による国際社会政策の進展に呼応するものであった。ILOについて、近藤氏は「ILOはイギリスが戦後の労働問題の苛烈化にともなう、いわゆる『産業負担』の増大をば、他国にも分担せしめ、イギリスの世界市場獲得のため有利な態勢を確立するためにつくりあげたものだともみることができる」³⁶⁾と述べ、かかる世界的傾向に関心を寄せることによって、わが国の社会政策、社会保障展開の特殊性を認識されたのであった。このことは上述した「社会保険の社会事業化」を必然化する。それを次のように説明した。「……この社会保険の社会事業化こそは、まさに『資本制蓄積の絶対的・一般的法則』の所産であって、一般的危機における、社会政策の典型的現象形態ということが出来よう。そして、それは、資本主義的搾取のもっとも甚しい部面、特に被支配的地位におかれた後進資本主義国または植民地地帯において、もっともあざやかな姿を現わすといわねばならぬ。イギリス社会保障が未だ最後の一线において、これを喰いとめ、さらには、アメリカ社会保障がかかかる危機から殆んど救われているのも、一つには、それらの国々

35) 近藤、同上書、376ページ。

36) 近藤文二『社会保障の歴史』、全社連広報出版部、1963年、53—4ページ。

が、帝国主義的『落ち穂』に直接間接に依存し得ているからである。と共に、かかる『落ち穂』の終末と共に、やがて社会保障は本来の社会保障として社会政策の此岸から彼岸に移るべき必然性をもつということが出来よう」³⁷⁾こうした視点によって、近藤氏は日本における「社会保障の原型」を求めることができたのであり、さらなる関心は戦後の社会保障制度構築への参加によって一層高められたのである。

これに反し、大河内、風早両氏の場合、後進資本主義日本の社会政策・労働問題研究に従事することによって、日本の労働関係の非近代性に注目し、「本来の」社会政策、近代的労使関係の確立が希求された。かくて、ここに社会保障をめぐる両氏と近藤氏の論理の対立が醸成されてくる。だが、最初に確認しておくべきことは、社会政策の本質理解について各論者の間でかなりの相異がみられるものの、それが対象とするものの認識についてはほぼ同じであること、すなわち主眼は「近代的労働力」に対して向けられていたこと、これである。³⁸⁾こうした把握は、大河内、風早両氏の日本社会政策分析を、「本来の」社会政策の欠陥、かつ近代的労使関係の未成立、その理由としての日本資本主義の特殊性＝社会政策の日本的形態の解明へと向かわせざるをえず、他方、近藤氏に対しては、農村への医療保険を社会政策概念よりも「後退した」社会保障概念で究明させることになったのである。³⁹⁾（平田富太郎氏の所説も検討する予定だったが、紙幅の都合上別の機会に譲ることにした。）

IV 日本型社会保障の原型

これまで日本社会保障論争、ならびに日本型社会保障の原型とは何かをめぐる考察を進めてきたが、覚え書として以下の三点を記しておこう。

第一は、資本主義の全般的危機が社会保障の原型を生み出す決定的な契機であるとすれば、

37) 近藤文二『社会政策概説』、碓水書房、1949年、250ページ。

38) ただし、上述したように、風早氏が農村政策も社会政策の一系列入れていることは看過すべきでない。また戸塚氏は、社会政策論の固有の領域を自問している。「この問いかけにこたえるためには、資本主義の生成・発展の過程で生じた諸々の社会問題の連鎖をたどっていくと同時に、まさに『資本主義の解剖』によって、何がその連鎖のなかの核心であるかを見定めることが必要であろう。それは、この社会の基本的矛盾をいかに捉えるか、ということにかかわっている。この社会の枠組自体の揚棄につながる内的矛盾とその運動こそが、社会問題の核心に他ならないからである。資本主義社会においては、それは、一般的に賃金労働者問題に収斂している、といえよう」。だが、続けて戸塚氏が次のように主張することは注目すべきである。「昭和期に入ってから、わが国の社会政策論では、主として労働政策が固有の領域としてとりあげられるようになってきたが、賃金労働者問題に対する『方策』・『施設』こそが、一般にこの社会での社会問題に対する施策の中核たらざるをえない、という意味で、それ以外の政策分野は社会政策論の対象ではないというような無意味な限定をつけ加えないならば、さしあたってそれは正しい論議の方向であった、と考えられるのである」(傍点一引用者)。戸塚氏の議論については、戸塚秀夫「社会政策を学ぶ」(川口・小林・辻村代表『経済学を学ぶ』、有斐閣、1970年、所収)を参照。

39) 近藤、前掲書(注37)、250—1ページ。昭和25年の「社会保障制度に関する勧告」をめぐる大河内、近藤両氏の理論的対立は、論争のひとつの到達点であった。この点は、近藤文二『社会保障への勧告』、社会保障法規研究会、1950年、17ページ、参照のこと。

わが国の場合、1938年の国民健康保険の登場にその歴史的指標を見出すべきであろう。わが国における農業問題の激化とそこから生ずる諸矛盾への対処は、社会体制の維持・安定に欠くべからざるものであった。農業における社会問題の顕在化が、社会保障の形成を必然化させる重要な契機となったこと、しかもそこで生まれた制度がその後の社会保障制度の展開に絶えず問題を提起しつづけること、まずこの点を確認しておこう。⁴⁰⁾

第二は、国民健康保険における社会保険の機能が如何に作用したのか、ということである。「保険的所得再分配」、「社会政策的所得再分配」と呼ばれる社会保険の経済的機能が効果を発揮するのではなく、軍事労働力保全のような戦時政策という政治的目的のために推進されるなら、本来の機能は形骸化したとみるべきである。社会保険の経済的機能と政治的機能のいずれが重視されるのかによって、評価は自ら別のものとなるであろう。社会保険の意義をどこに見出すべきかという問題は、戦前の保険立法のみならず、戦後のそれをも解明するうえで非常に大切なことである。この点を踏まえることにより、戦前から戦後にかけてなぜ社会保険が衰退せずに発展しえたのかを理解することができるだろう。その意味で、日本型社会保障の原型の追究は貴重な素材を提供するものである。

第三は、国民健康保険が当時の社会的矛盾に対処するための制度であったとすれば、その内部には逆に社会変革につながる種子が宿されたのではないか、ということである。この点をもう少し敷衍しておこう。国民健康保険は、主として保険者は市町村単位で任意設立主義のもと

40) 国民健康保険法の成立過程については、笹山京編『社会保障の近代化』、勁草書房、1976年、II、佐口卓『日本社会保険制度史』、勁草書房、1977年、第7章、を参照されたい。当時の国民健康保険制度の骨子は次のとおりである。

- (1) 経営主体は、任意設立主義で、普通国民健康保険組合と特別国民健康保険組合の二種とすること。
- (2) 普通組合は、特別の事情がない限り、市町村の区域により、その地域内の世帯主を任意加入方式によって組合員とし、特別組合は、同一の事業又は同種の業務に従事する者を、同じく任意加入方式で組合員とすること。
- (3) 両組合とも、組合員と組合員の世帯に属する者を被保険者とすること。
- (4) 保険給付は、療養、助産及び葬祭の給付とし、特別の事由がある組合は、助産又は葬祭の給付は任意でよいこと。また、特別の事由がある場合は、現物給付に代えて、療養費、助産費、葬祭費を支給してもよいこと。
- (5) 療養の給付については、一部負担金を徴収することができること。
- (6) 医療については、組合と医師又は薬剤師との間の契約によって行い、営利を目的としない社団法人で、その社員のために医療施設を行うものは、地方長官の許可を受けて行うこと。
- (7) 組合は、一定の期間、保険給付を受けた者がなかった世帯の組合員に対し、その期間の保険料の一部を払いもどしてよいこと。
- (8) 組合の管理運営は、組合会と理事によって行い、保険給付の種類、範囲、支給期間及び支給額、保険料の額、徴収方法及び減免その他保険給付及び保険料について必要な事項は、規約で定めること。
- (9) 組合は、連合会を設立することができること。

(厚生省保険局・社会保険庁医療保険部監修『医療保険半世紀の記録』、社会保険法規研究会、1974年、114ページ)。

に発足した。現在では、1961年の「国民皆保険」によって各市町村は国民健康保険の実施を義務づけられているが、保険者に関しては基本的に1938年以来の性格が継承されているとみてよい。社会保障は国家と切り離せぬものだとする思考からすると、国民健康保険は地方自治体に委ねられている点で特徴的である。もっとも、一定の国家的規制は存在するものの、全面的にコントロールされているわけではない。療養給付や老人医療を例にとってみても、ある程度の弾力性が認められていることは周知のとおりである。この事実は、国民健康保険が意外な社会的インパクトを与えるシステムでもあることを示唆する。たとえば、国民健康保険には定年退職者が被保険者として多数加入し、各地でその財政を悪化させていることは、老人医療が従来の対処方法では不可能なことを意味し、新たな医療サービス体制を構築すべき重要な契機となる。さらに、このことは老人医療にとどまらず、全国民階層にまで及ぶ現行医療体制の抜本的な改正を呼び起こす社会的意味を有する。すなわち、医療とは営利主義と共存しうるものなのか、という根本的問題が提起される。また、国民健康保険への外国人加入問題にしても、地方自治体では条例という形で特別に被保険者として彼らの加入を認める措置がとれることは、非常に大きな社会的意味を有するといえるだろう。ある地方自治体での成果が、他の地方自治体にインパクトを与える連鎖的可能性に十分注目すべきである。このように、国民健康保険は社会保障体系、とくに医療保障をめぐって「下から」の改革を推進しうる極めて重要な素地を保持している。いかえれば、日本型社会保障の原型として誕生した国民健康保険は、逆に医療保障、さらには社会保障体系に楔を打ち込む体質に転化したのである。そして、この問題は「社会保障と国家」という相互関連の在り方に対して再検討を迫り、高齢化社会の到来による日本型社会保障の再編成を促す課題をも提示することになった。⁴¹⁾

ともあれ、覚え書として記された諸論点のさらなる展開は稿を改めて論じることにはしたい。

41) 高齢化社会の到来は、現行社会保障体系の構造的変革を迫っている。所得保障よりも現物保障が重視される将来、社会福祉サービスなど、コミュニティケアに関する地方自治体の役割は非常に重要となるだろう。